

# 「木づかい宣言」事業者を募集します

岩手県

## ～ 岩手県「木づかい宣言」事業者登録制度 ～

- 岩手県では、県産木材を積極的に利用することを宣言する民間事業者の皆さんを広く募集し、県が登録する、岩手県「木づかい宣言」事業者登録制度を創設し、申請を受け付けています。
- 木材の利用は、森林資源の循環利用の促進や、地球温暖化防止、SDGsの達成等に貢献します。事業者の皆さんからの積極的な応募をお待ちしています。

### ＜登録のメリット＞ ※令和5年4月25日更新

- ・ 県が、「木づかい宣言」した事業者の取組を県HP等で紹介します。
- ・ 「木づかい」の取組を通じて、地球温暖化の防止等に貢献できます。また、店舗等の利用者へのイメージアップにつながります。
- ・ 民間商業施設等の木造化、木質化等に係る経費の一部を補助する「いわての木があふれる空間づくり事業補助金」の補助要件となっています。



県産木材を使った木育広場

### 対象

岩手県内に店舗、事業所等がある事業者  
(企業、個人事業主、法人又は団体)  
※岩手県外に本社があつて、岩手県内に店舗、  
事業所等がある企業も対象となります。

### 登録の要件

県産木材を積極的かつ計画的に利用していくことを書面により宣言すること。

#### ＜取組の例＞

- ① 店舗、事業所等の木造化、内装・外装の木質化
- ② 木製の家具・什器・食器等の使用  
(木製イス、テーブル、木製食器類等)
- ③ 店舗等での木製キッズスペース等の設置、  
木製の遊具、玩具等の導入
- ④ 木質燃料の利用
- ⑤ その他、プラスチック製品から木製品に代替する取組等も対象となります。

※ただし、土木・建築等の工事用資材や住宅の建築等における県産木材の利用は、対象から除きます。

### 申請方法

申請書、木づかい宣言及び木づかい活動計画書を提出してください。

※詳細は、様式等をご確認ください。

### 県は「木づかい宣言」した事業者の取組を県HPやイベント等で積極的にPRします

- 県は「木づかい宣言」事業者の県産木材利用の取組を、県HPやイベント等で広く県民に紹介します。
- 県などが実施する県産木材の利用促進に関するイベント等の情報を提供します。
- その他宣言事業者が県産木材の利用に取り組むために必要な助言等を行います。

### 申請先 ・ 問合せ

申請書類：岩手県のホームページからダウンロードしてください。

岩手県トップページ → 産業・雇用 → 林業 → 木材

提出方法：申請書類を県庁林業振興課にメールで提出してください。

メールアドレス：AF0010@pref.iwate.jp

問合せ先：岩手県農林水産部 林業振興課 木材担当

TEL：019-629-5772・5773 FAX：019-629-5779

### 登録

「木づかい宣言」事業者として登録された事業者の皆さんに「木製登録書」を交付します。

### 「木づかい宣言」事業者の役割

- ・ 県産木材の積極的な利用。
- ・ 県産木材の利用を県民の目に触れるよう積極的にPR。
- ・ 県の広報媒体への掲載等への協力。



県産木材を使った店舗



県産木材を使った玩具等

### 補助事業

「いわての木があふれる空間づくり事業補助金」の補助要件となっています。

民間商業施設等の木造化、木質化、木製品導入に係る経費の一部を補助します。

(ただし、募集期間があり、外部有識者選定委員会で対象を選定します。)

# 県産木材の利用促進の取組などを紹介します。

## ～「いわて木づかい宣言」～

○令和2年9月に、行政、林業・木材・商工・経済団体等で構成する「いわて県産木材等利用推進協議会」において、森林がもたらす多くの恩恵をより良い形で次の世代へ引き継ぐため、「いわて木づかい宣言」を採択しました。

○また、今後、木材利用の推進におけるイベント等で利用するキャッチフレーズも決めました。

いわて木づかい宣言



## 県産木材等利用推進 キャッチフレーズ



©わんこきょうだい

## 木づかい 宣言 事業者

県産木材の  
活用の相談

木造・  
木質化等の  
積極的な  
提案

## いわて 木づかい サポーター

工務店、木製  
品等の製造事  
業者

## ～「いわて木づかいサポーター」 によるサポート～

○県産木材の積極的な利用を提案する工務店、木製品製造業者を県が「いわて木づかいサポーター」として登録し、民間事業者の皆さんの取組をサポートします。

○「いわて木づかいサポーター」に登録されている工務店等は、県ホームページに掲載しています。

いわて木づかいサポーター



## ～ 大切な森の循環 ～

○豊かな森林資源を木材として利用することは、地域の林業や木材産業を元気にし、経済を活性化することにつながります。

そして、「植える、育てる、使う、植える」という循環を生み出すことで、森林を健全に保ち、土砂災害や地球温暖化等から私たちの暮らしを守ります。

○県産木材を利用することは、岩手を守り、育むこと。森林の恩恵を次世代に引き継ぐためにも、県産木材を活用してみませんか。



## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

7 エネルギーをみんなに  
そしてクリーンに



8 働きがいも  
経済成長も



11 住み続けられる  
まちづくりを



13 気候変動に  
具体的な対策を



14 海の豊かさを  
守ろう



15 陸の豊かさも  
守ろう



## ～木を使うことは、 SDGsの達成に貢献～

○木材の利用は、SDGs（持続可能な開発目標）の目標達成につながります。

○県においても、市町村、森林所有者、関係事業者、関係団体、県民等と協働して、県産木材の利用を推進します。